

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業）の施行に伴い、別紙のとおり字の区域の変更をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月17日提出  
霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業：福山地区）の施行に伴い、字界の不整形が生じたので、これを整理するため、字の区域の変更をしようとするものである。

(別 紙)

県営中山間地域総合整備事業 福山地区 比前田換地区

変 更 後		左 に 包 括 さ れ る 区 域		
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番
福山町 佳例川	比前田	福山町 佳例川	和田	3829の1の一部、3860、3862及び3863
				上記の区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部
	新村		比前田	3888に隣接する水路である市有地の全部及び3891に隣接する道路である市有地の一部並びに字新村4428に隣接する道路である市有地の全部
				4202、4202の1、4202の2及び4203から4206まで
	小坂元		上村	上記の区域に隣接する水路である市有地の全部

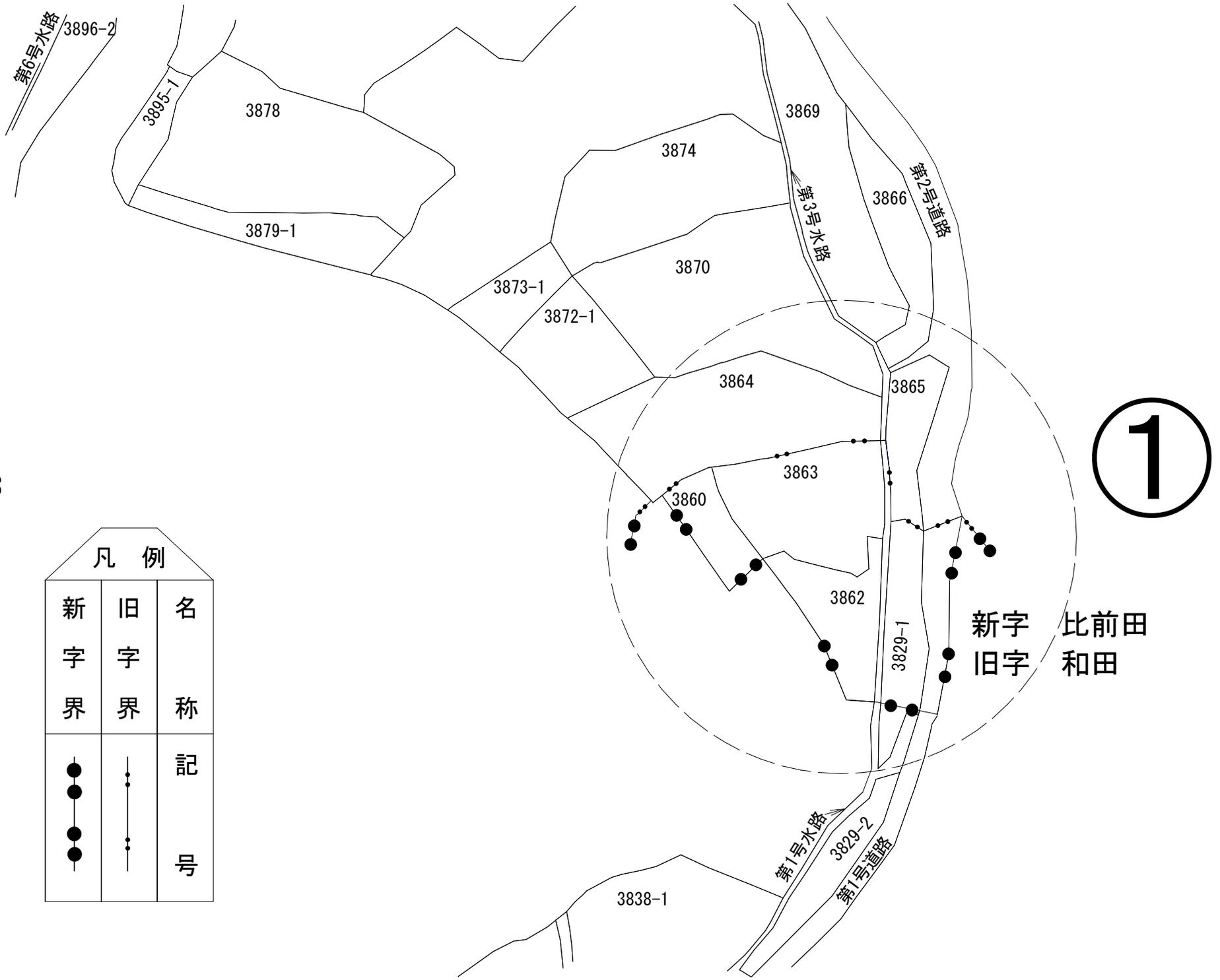
至 曾於市財部町南俣  
県営中山間地域総合整備事業 福山地区 比前田換地区 位置図



県営中山間地域総合整備事業 福山地区 比前田換地区 字区域変更図



凡例		
新 字 界	旧 字 界	名 称
↑	↓	記 号



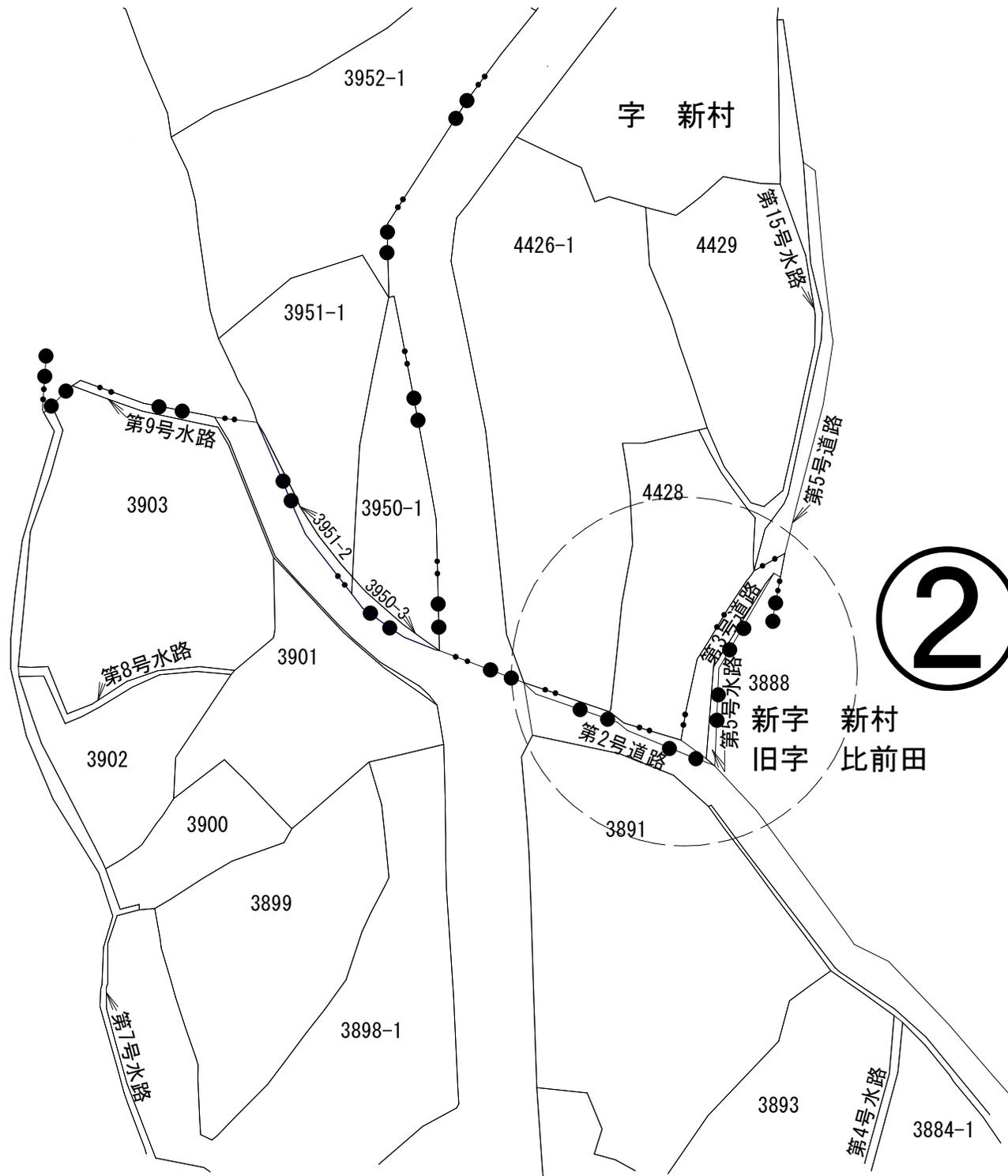
凡 例		
新 字 界	旧 字 界	名 称
● ● ● ●	● ● ● ●	記 号

1

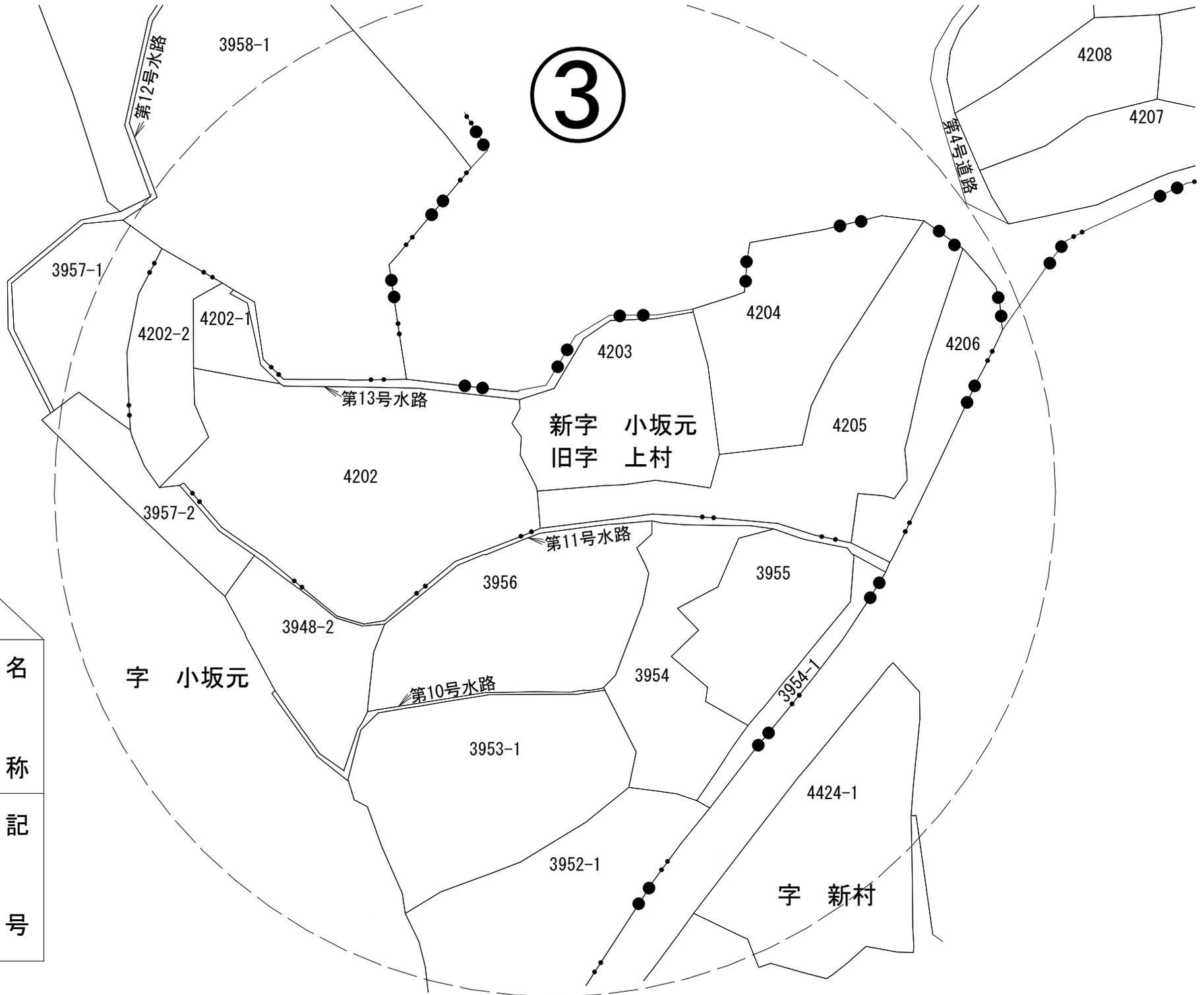
新字  
旧字

比前田  
和田

凡 例		
新	旧	名
字	字	称
界	界	記
		号



3



凡 例

新 字 界	旧 字 界	名 称 記 号
● ● ● ●	 · · ·	